

事業	19	成年後見支援センター事業
担当所属	社会福祉課	

【予算額・決算額】（円）

予算額	決算額	(財源内訳)				
		一般財源	国支出金	県支出金	地方債	その他特財
10,164,000	10,164,000	10,164,000	0	0	0	0

【決算額の節別内訳】（円）

13	委託料	10,164,000			
----	-----	------------	--	--	--

【実施計画の概要】

事業の内容	家庭裁判所が成年後見人を選任して、判断能力が十分でない高齢者等を保護し支援する成年後見制度の周知を図るため、専用ホームページの作成や講演会の実施、さらには成年後見等度の利用を促進する相談会の実施や申立手続きの支援、市民後見人の育成などを行う成年後見支援センター事業を行います。
事業の目的	財産（預貯金、不動産等）の管理や社会生活上の契約（介護、施設サービス等）などについて、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な状況となった方を保護し、権利を守る成年後見制度の利用を促進します。
事業の効果	判断能力が十分でない高齢者や障害者等が、地域で安心して暮らし続けることができます。

【事業の概要】

- ・成年後見制度の周知、活用促進するために、成年後見支援センターを開設し、制度や申請に関する常設の相談窓口の設置、法律専門家による定期的な相談会や講演会の開催、パンフレットの作成等実施しました。
- ・市民後見人の養成及び活用等に関する検討会を設置し、市民後見人の養成等に係る協議を行いました。
- ・市民後見人養成講座修了者の実践演習を実施しました。（(社)社会福祉協議会へ委託）

【活動指標・成果指標】

指標名	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
相談会実施回数	3 回	3 回	—
第三者後見人育成数	12 人	13 人	—
相談会参加者数	172 人	90 人	—
成年後見人受任者数	0 人	0 人	—